

事務連絡
令和8年2月24日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局） 殿
後期高齢者医療主管課（部）長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会理事長

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室長

高額医薬品に係る療養の給付費等の書面による請求について

高額医薬品（ゾルゲンスマ）に係る療養の給付費等の書面による請求については、令和6年4月5日付け事務連絡「高額医薬品に係る療養の給付費等の書面による請求について」により、書面による請求及び猶予届出書による届出を行う旨を連絡しているところですが、今般、令和8年2月13日に開催された中央社会保険医療協議会総会において、「エレビジス点滴静注」を2月20日に薬価基準収載することが承認されたことから、エレビジスが含まれる療養の給付費等の請求の取扱について下記のとおり連絡します。

記

電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求の取扱は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」（昭和51年厚生省令第36号）において規定されているところです。

エレビジスが含まれる療養の給付費等の請求に当たっては、当分の間、同請求命令附則第4条第5項第5号に掲げる請求に該当するため、書面による請求を行っていただくようお願いします。（エレビジスが含まれるレセプトのみが、書面による請求の対象です。）

この場合、書面による請求が行われることを把握するため、同項の規定に基づく届出については、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和5年12月26日保発1226第4号）の別添4の様式第3号「請求命令附則第4条第5項による猶予届出書」により、審査支払機関への届出をお願いします。（様式第3号「⑥ ⑤の選択に応じた補足事項・第5号 特に困難な事情の内容」欄には、「請求にエレビジスが含まれるレセプトのみ紙請求」と記載ください。）

なお、関係団体、機関等に対し、周知をお図りいただきますようお願いいたします。

以上

【参考】療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36号）

附則

（療養の給付費等の請求に係る経過措置）

第四条（略）

2～4（略）

5 附則第三条の四第一項並びに前条第一項及び第三項並びに本条第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、第一条第一項の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる療養の給付費等の請求について、光ディスク等を用いた請求又は書面による請求を行うことができる。

一～四（略）

五 その他第一条第一項の請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局 当該請求

6（略）

7 保険医療機関又は保険薬局は、第五項第一号、第二号又は第五号に該当する旨の届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る療養の給付費等の請求の日当該届出を行うことができる。この場合にあつては、前項の資料は当該療養の給付費等の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。